

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 福岡県
（氏名） A

上記被審人に対する平成27年度（判）第38号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1380万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年6月22日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年4月21日

金融庁長官 森 信 親

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、東京都港区麻布台二丁目4番5号に本店を置き、企業の実態調査及び企業診断並びにこれによって得られる情報提供業務等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社SHIFT（以下「SHIFT」という。）の役員であるBから、同人がその職務に関し知った

(1) SHIFTの業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の、SHIFTの業務等に関する重要事実の伝達を平成27年1月2日に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同月9日午後3時頃より前の同日午後2時17分頃、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において、自己の計算において、SHIFT株式合計2000株を買付価額合計1035万円で買い付け

(2) SHIFTの属する企業集団の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの会計期間（以下「平成28年8月期」という。）の純利益について、平成27年10月8日に公表された直近の予想値（親会社株主に帰属する当期純利益2億8800万円）に比較して、SHIFTが新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の業務等に関する重要事実の伝達を同年12月30日に受けながら、法定の除外事由がないのに、SHIFTにおいて新たに算出した平成28年8月期の予想値（親会社株主に帰属する当期純利益1億7800万円）の公表がされた平成28年1月12日午後3時頃より前の同月8日午後1時2分頃から同月12日午後2時58分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の東証において、自己の計算において、SHIFT株式合計2万株を売付価額合計2061万200円で売り付け

たものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第1項第1号、第166条第3項前段、第1項第1号、第2項第1号へ、第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第3号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務

等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (8,560 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & - (5,160 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 5,170 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 5,180 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 5,190 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ & = 6,770,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

- ① 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から当該有価証券の売付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,000 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 1,001 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 1,002 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ & + 1,003 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,005 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 1,015 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ & + 1,016 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,018 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,019 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 1,020 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ & + 1,021 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,026 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} + 1,027 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} \\ & + 1,029 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,030 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,031 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ & + 1,035 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,038 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 1,040 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ & + 1,041 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,042 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 1,043 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ & + 1,045 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 1,046 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} + 1,047 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株}) \\ & - (679 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) \\ & = 7,030,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、7,030,000円。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & (6,770,000 \text{ 円} + 7,030,000 \text{ 円}) \\ & = 13,800,000 \text{ 円} \end{aligned}$$